

下 総 第 8 2 4 号
令和5年(2023年)6月1日

下関市監査委員 今 井 弘 文 様
同 秋 森 和 也 様
同 木 本 暢 一 様
同 田 中 義 一 様

下関市長 前 田 晋太郎

出資団体監査及び随時監査の結果に関する報告に係る措置の通知
について

令和3年12月9日付け監査報告第20号により提出のありました出資団体
監査及び随時監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指
摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自
治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置

〔 菊川総合支所地域政策課 〕

出資団体（菊川町まちづくり株式会社）に関する事項

〔指摘事項〕

- (1) 前々回、前回監査の改善等を要する事項でもあるが、収入伝票及び支出伝票において、あらかじめ定めた専決区分に従い決裁処理が行われていないものや、実際に支払った金額と異なる金額の支出伝票が見受けられた。適正に事務処理されたい。

（改善措置状況）

決裁区分表に規定する専決区分に従い処理が行われていなかったものについては、改めて区分に従い決裁処理を行った。今後は、専決区分に照らし合わせ処理し、決裁者が必ず区分を確認する。

実際に支払った金額と異なる金額の支出伝票が見受けられたものについては、納品書に、社員が個人的に購入したものが含まれていた。この差異部分については、購入者個人が支払っている。今後は、個人的な購入と会社としての購入を明確にするとともに、複数人で支出伝票を確認し、チェックを強化する。

所管課（菊川総合支所地域政策課）に関する事項

〔指摘事項〕

- (1) 指定管理者制度において、以下の不適切な事項が見受けられた。適正に事務処理されたい。

ア 指定管理者は、自主事業を実施する場合、基本協定書第53条第2項により、事前に市の承諾を受けなければならないが、自主事業について、提出された事業計画書に一部記載はあるものの、すべての自主事業が網羅されておらず、更にほとんどの自主事業は市の事前承諾を受けることなく、これらの事業を実施していた。所管課は、自主事業の実施状況や内容を適切に把握した上で、適正に事務処理を行うよう指定管理者を指導されたい。

イ モニタリングチェックにおいて、各項目ごとの適否は判断されているが、報告書の収支の記載ミスや総合コメントがないものが見受けられた。また、年度協定書第3条に基づく指定管理に係る目標値において、「菊川町内産の農畜作物の利用割合については、50%」と設定されているが、チェックシート等に、これについて記入する欄などがなく、どのように確認しているのか不明であった。適否を判断できるように、チェックシートの様式等を改善するか、または確認できないのであれば、目標値の設定について

再検討されたい。

ウ 基本協定書第18条第2項に基づく再委託の事前承諾について、協定書の仕様書に定めのない業務が含まれていたが、市はそれを見過ごしていた。再委託においては、業務の履行を担保するためにあらかじめその内容について確認の上、適正な承諾の手続を行われたい。

(改善措置状況)

(1)

ア 指定管理者に自主事業の内容を十分検討させた上で、事前に市の承諾を得るよう指導するとともに、市においても自主事業計画書の内容を適切であるか十分確認した上で承諾手続を行うよう適正に処理する。

イ 報告書の収支の記載ミスや総合コメントがないものについては、作成者以外も内容について確認するようチェック体制を強化する。また、年度協定書第3条に基づく指定管理に係る目標値「菊川町内産の農畜作物の利用割合50%」の確認方法については、令和4年度から利用割合が確認できるようチェックシートの様式を改善した。

ウ 再委託の承諾に当たっては、協定書の仕様書に定められた業務と再委託の業務の突合及び業務内容を十分確認した上で、手続を行う。

以上